

広川町持続化給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ感染症」という。）拡大によって、特に大きな影響を受ける事業者の事業継続支援を図るため、中小企業庁令和2年度補正持続化給付金（以下「国給付金」という。）の給付を受けた事業者に対し、広川町持続化給付金（以下「町給付金」という。）を交付することを目的とし、その交付に関しては広川町補助金等交付規則（平成12年規則第5号）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 町長は、新型コロナ感染症拡大により、特に大きな影響を受け、事業の継続及び再起を目的として、国給付金の給付を受けた広川町内で経営を行う事業者に対し、予算の範囲内において町給付金を交付するものとする。

(町給付金の額)

第3条 町給付金の額は、国給付金の4分の1を限度とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 町給付金の交付を受けようとする事業者は、広川町持続化給付金交付申請書（別記第1号様式）に、国給付金に係る給付通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 交付申請の期間は、令和3年1月15日までとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条第1項に規定する交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合は交付を決定し、広川町持続化給付金交付決定通知書（別記第2号様式）により、速やかにその決定の内容を通知するものとする。

(町給付金の請求)

第6条 前条の規定により、町給付金の交付決定を受けた事業者は、広川町持続化給付金交付請求書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(町給付金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに口座振込により、町給付金を交付しなければならない。

(町給付金の返還)

第8条 町給付金の交付を受けた事業者が、国給付金を返還する事態となった場合は、速やかにその旨を町長に通知し、その全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

別記第 1 号様式

広川町持続化給付金交付申請書

年 月 日

広川町長 殿

申請者住所

氏名又は名称

印

電話番号

— —

令和 2 年度において、広川町持続化給付金 円を交付されたく、広川町持続化給付金交付要綱第 4 条及び広川町補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 中小企業庁令和 2 年度補正持続化給付金給付通知書（写）

別記第2号様式

番 号
年 月 日

殿

広川町長 氏 名 印

広川町持続化給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、広川町持続化給付金については、広川町持続化給付金交付要綱第5条及び広川町補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

交付決定額	円
付 記 条 件	1 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに主管課に連絡のうえ、指示をうけること

別記第3号様式

広川町持続化給付金交付請求書

金 _____ 円也

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった広川町持続化給付金を
上記のとおり交付されたく、広川町持続化給付金交付要綱第6条及び広川町補助金等
交付規則第8条の規定により請求します。

年 月 日

広川町長 殿

請求者住所

氏名又は名称

印

(振込先口座)

取引金融機関		銀行 金庫 農協 組合		本店 支店 本所 支所	預金種別	普通預金 当座預金
口座番号		※ゆうちょ 銀行の場合	記号		番号	
フリガナ	-----					
口座名義						